

神中倶楽部会則

平成21年4月1日制定
平成23年3月7日改定

第一章 総則

- 第一条 (名称) この会は神中倶楽部と称する。
(以下"本会"という。)
- 第二条 (目的) 本会はソフトテニスを愛好する仲間が集い会員相互の親睦と健康の維持に努め、更にソフトテニスの発展に寄与することを目的とする。

第二章 会員

- 第三条 (会員) ① ソフトテニスを愛し一般常識のあると認められた者
② 相互協力と擁護の精神のもとに本会の運営に積極的に協力援助する者。
- 第四条 (入退会) 入会 ① 希望者は役員会で認められた後、入会金を添えて申し込むこと。
退会 ① 本人の申し出及び会の運営に支障ある行動をとった場合
② 会の対面を著しく汚した場合
③ 会費の納入を怠った場合は退会扱いとする。

第三章 役員

- 第五条 (役員) 本会に次の役員をおく。
会長1名・副会長3名・会計1名・連絡責任者若干名・コート予約責任者若干名
- 第六条 (役員を選出) 役員を選出は総会をもって選出する。
但し前任者は会員の中より適任者を選出し、総会に具申することとする。
- 第七条 (役員の仕事) ① 会長は本会を代表し、会務を統括する。
② 副会長は会長を補佐し会の運営に努め、会長の不在時はその職務を代理する。
③ 会計は本会の経理を行う。
④ 連絡責任者は大会予定(県・市・区)の情報を会員に連絡し参加申込みの手続きを行なう。
⑤ コート予約責任者は各施設に対しての利用申請を行い練習予定日確定後会員に提供する。
- 第八条 (役員の仕事) ① 役員の仕事は原則として1年とする。
但し再任は妨げないが、第二条(目的)を考え、これにこだわらないこと。
② 不測の事態で役員が欠如する時は会員の同意により会員より選出候補可とする。任期は役員に準ずる。

(役員の中で代行を決め維持できればこの限りではないが会員の同意を得ること。)

第九條 (技術指導者)
本会に技術指導者をおくことができる。

第四章 会 議

第十條 (会議の種類)
① 本会の会議は総会と称する。
② 会議は会長が召集し、その進行を行う。

第十一條 (総会)
毎年1回定期総会を行い、必要に応じ臨時に開くことができる。

第十二條 (総会の議決事項)
① 活動報告
② 会運営予定
③ 会則の改廃に関する事項
④ 会計報告
⑤ 役員を選出 (役員任期は1年とする但し重任を妨げない。)
⑥ その他必要事項

第十三條 (議決)
① 本会議決は出席者の過半数をもって決する
② 可否同数は議長に委ねる。

第五章 会 計

第十四條 (経費)
本会の経費は会費及びコート使用料の残金・その他の収入をもって運営する。

第十五條 (会計報告)
本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付議事項
慶弔はその都度協議して決める。

付 則
1. この規約は平成21年4月1日から施行する。